

北の森づくり専門学院修学環境整備給付金給付要綱

〔令和5年3月31日付け林業木材第1791号〕
水産林務部長通知

第1 趣旨

戦後に植林した森林が本格的な利用期を迎え、伐採等の作業量の増加が見込まれる一方で、今後、高齢化している林業・木材産業従事者の退職が本格化することから、新規就業者を継続的に確保していく必要がある。

このため、本事業は、道内の木材産業への就業に向け、必要な知識の習得等を行い、将来的には経営をも担いうる有望な人材として期待される青年に対し、北の森づくり専門学院修学環境整備給付金（以下「給付金」という。）を給付することにより、木材産業への就業希望者の裾野拡大を図るとともに、給付金を活用した青年が道内の木材産業分野へ就業し、習得した知識等を活用し就業先で活躍することにより、経営が活性化され、もって木材産業の持続的かつ健全な発展を図るものである。

なお、給付金の給付については、この要綱の定めるところにより、予算の範囲内で行うものとする。

第2 給付金の給付対象者

給付金は、道内の木材産業への就業に向けて、北海道立北の森づくり専門学院（以下「学院」という。）において研修を受ける者に対して給付する。

第3 給付要件

給付金の給付を受けることができる者の要件は、次に掲げるとおりとする。

- 1 就業予定時の年齢が、原則45歳未満であり、道内の木材産業へ就業し、将来的にはその中核を担うことについての強い意欲を有していること。ただし、就職氷河期世代（平成5年～平成16年に学校卒業期を迎えた世代）に属する者のうち、研修開始の前年度に「正規雇用を希望しながら不本意に非正規雇用で働く者」、「就業を希望しながら様々な事情により求職活動をしていない長期無業者」に限っては、就業予定時の年齢を問わない。
- 2 第5の研修計画書（様式第1号）が次に掲げる基準に適合していること。
 - （1）道内の木材産業への就業に向けて必要な技術等を習得できるものとして、学院で別表1に掲げる内容等を含む研修を受けること。
 - （2）研修期間が概ね1年かつ概ね年間1,200時間以上であり、研修期間を通して道内の木材産業への就業に必要な技術や知識を研修すること。
- 3 常用雇用の雇用契約を締結していないこと。
- 4 原則として生活費の確保を目的とした国又は道の他の事業による給付等を受けていないこと。
- 5 過去に本事業で給付金の給付を受けていないこと。

第4 給付金額及び給付期間

1 人当たりの給付金の額は、年間 155 万円以内とする。
また、給付期間は最長 2 年間とする。

第5 研修計画の承認申請

給付金の給付を受けようとする者は、研修計画書（様式第 1 号）を作成し、知事に承認申請する。

第6 研修計画の承認

- 1 知事は、第 5 の規定による申請があったときは、研修計画の内容について審査する。
- 2 審査の結果、第 3 の要件を満たし、給付金を給付して研修の実施を支援する必要があると認めた場合は、予算の範囲内で研修計画を承認し、研修計画承認通知書（様式第 2 号）により、研修計画を承認しない場合は、研修計画却下通知書（様式第 3 号）により、審査の結果を申請した者に通知する。
なお、審査に当たっては、必要に応じて、関係者で面接等を行うものとする。

第7 研修計画の変更

- 1 第 6 の規定による承認を受けた者は、研修計画を変更する場合は、あらかじめ計画の変更を知事に申請し、その承認を受けなければならない。（研修期間の変更を要しない研修内容の追加や月毎の研修内容の順番の入替え等の軽微な変更の場合を除く。）
- 2 前項の規定による変更申請をしようとする者は、第 5 に準じて変更研修計画を作成し、知事に提出しなければならない。
- 3 知事は、第 1 項の規定による変更申請があった場合は、第 6 に準じて承認等を決定し、変更申請をした者に通知する。

第8 給付の申請

第 6 の承認を受けた者は、給付申請書（様式第 4 号）を作成し、知事に給付金の給付を申請する。給付申請は、給付対象期間より前に半年分を単位として行うことを基本とする。ただし、やむを得ない事由により、給付対象期間より前に給付申請をすることができない場合は、原則として、給付対象期間の最初の日から半年以内に行うものとし、その期間内に給付申請をしなかった場合は、その期間に係る給付金は給付されない。

第9 給付の決定等

- 1 知事は、第 8 の規定による給付申請があったときは、申請の内容が適当であると認めた場合は、給付金を給付することを決定し、給付決定通知書（様式第 5 号）により申請者に通知する。

- 2 給付金は、給付申請書（様式第4号）に記載のある給付決定を受けた者が指定する銀行その他の金融機関の当該者名義の口座への振込みにより支払うものとする。ただし、申請者が未成年の場合は、法定代理人の口座への振込みにより支払うものとする。

第10 研修状況の報告

給付金の給付を受けた者（以下「受給者」という。）は、研修状況報告書（様式第6号）を書面又は電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。）により知事に提出しなければならない。提出は半年ごとに行い、報告対象期間経過後、1か月以内に行う。

第11 研修実施状況の確認

知事は、第10の規定による報告があった場合は、学院と協力し、研修計画に即して必要な知識の習得等ができていのかどうか研修の実施状況を以下の方法により確認し、必要な場合には学院と連携して適切な指導を行う。

（1）受給者への面談

ア 知識の習得状況

イ 道内の木材産業への就業に向けた準備状況

（2）指導者への面談

ア 知識の習得状況

イ 道内の木材産業への就業に向けた準備状況

（3）書類確認

ア 成績表

イ 出席状況

第12 就業報告

受給者は、研修（第15の継続研修を含む）終了後、道内の木材産業分野へ就業（木材・木製品製造業の事業所等で常用雇用の契約を締結して労働することをいう。）した場合は、就業後1か月以内に就業報告書（様式第7号）を書面又は電磁的記録により知事に提出する。

第13 就業状況の報告

受給者は、研修終了後5年間、毎年7月末及び1月末までにその直前の6か月間の就業状況について、就業状況報告書（様式第8号）を書面又は電磁的記録により知事に提出する。

第14 就業状況の確認

知事は、第13の規定による報告があった場合は、当該受給者の就業状況を確認する。確認は、出勤簿、作業日誌等により就業状況を確認するとともに、必

要に応じて、関係者で作業現場の確認、面接等を行うこととし、必要がある場合は適切な指導を行う。

第 15 継続研修計画の承認

- 1 受給者は、当該給付金の受給終了後、引き続き受給対象となった研修に準ずる研修（以下「継続研修」という。）を行うことができるものとする。
- 2 前項の規定により研修を行おうとする場合は、継続研修計画書（様式第 9 号）を作成し、第 6 の手続に準じて知事に申請し、その承認を受けなければならない。
- 3 前項の規定により承認を受けた者は、継続研修開始後 1 か月以内に継続研修届（様式第 10 号）を知事に提出しなければならない。
- 4 継続研修計画を変更する場合は、第 7 の規定に準ずるものとする。
- 5 継続研修は第 5 の研修終了後、原則として 1 か月以内に開始するものとし、その期間は原則として 1 年以内とする。
- 6 継続研修の期間中は、第 10 の規定に準じて、知事に研修の実施状況の報告を行うとともに、継続研修終了後においても第 14 の規定に基づき、就業状況報告を知事に提出しなければならない。
また、継続研修を中止する場合は、第 17 の規定に準ずるものとする。
- 7 継続研修を行う場合における、第 19 の（2）のウの規定の適用については、同規定中の研修終了後 1 年以内とあるのは、継続研修の終了後 1 年以内とする。

第 16 給付の停止

知事は、受給者が次に掲げる事項のいずれかに該当する場合は給付金の給付を停止する。

- （1）第 3 の給付要件を満たさなくなった場合
- （2）研修を途中で中止した場合
- （3）研修を途中で休止した場合
- （4）第 10 の研修状況報告を行わなかった場合
- （5）第 11 の研修実施状況の確認により、適切な研修を行っていないと知事が判断した場合（例：研修を行っていない場合、知識の習得等をする努力をしていない場合など）

第 17 給付の中止

- 1 受給者は、研修を中止する場合は書面又は電磁的記録により知事に中止届（様式第 11 号）を提出する。
また、第 19 に定めるところにより、給付金の一部又は全部を返還する。
- 2 知事は、受給者が第 16 の（1）、（2）、（4）又は（5）に掲げる要件のいずれかに該当する場合は、給付金の給付を中止するとともに、第 19 に定めるところにより、給付金の一部又は全部を返還させるものとする。

第 18 給付の休止

- 1 受給者は、病気等のやむを得ない理由により研修を休止する場合は書面又は電磁的記録により知事に休止届（様式第 12 号）を提出する。
- 2 前項の休止届を提出した受給者が研修を再開する場合は、研修再開届（様式第 13 号）を書面又は電磁的記録により知事に提出する。
- 3 知事は、受給者から休止届の提出があり、やむを得ないと認められる場合は給付金の給付を休止する。
なお、やむを得ないと認められない場合は給付金の給付を中止するとともに、第 19 に定めるところにより、給付金の一部又は全部を返還させるものとする。
- 4 知事は、第 2 項の規定による研修再開届の提出があり、適切に研修を再開することができると思われる場合は、給付金の給付を再開する。

第 19 給付金の返還

知事は、次に掲げる事項に該当する場合は、受給者から給付金の一部又は全部を返還させるものとする。ただし、病気や災害等のやむを得ない事情として知事が認めた場合（（2）のイに該当する場合は除く。）はこの限りでない。

（1）一部返還

- ア 既に給付した給付金の対象期間中において、第 16 の（1）から（3）までに掲げる要件のいずれかに該当した場合は、残りの対象期間の月数分（当該要件に該当した月を含む。）の給付金を月単位で返還させる。
- イ 第 16 の（4）に該当した場合は、当該報告に係る対象期間の給付金を返還させる。

（2）全額返還

- ア 受給者から中止届又は休止届が提出され、その理由がやむを得ないと認められない場合。
- イ 第 16 の（5）に該当した場合
- ウ 研修（第 15 の継続研修を含む。）終了後 1 年以内に、原則 45 歳未満で、道内の木材産業分野への就業をしなかった場合。
- エ 道内の木材産業分野への就業を給付期間の 1.5 倍又は 2 年間のいずれか長い期間継続しない場合
- オ 第 12 に規定する就業報告、第 13 に規定する就業状況の報告、第 15 に規定する継続研修に係る報告等、第 21 に規定する住所等変更の届出を行わなかった場合
- カ 虚偽の申請等を行った場合

第 20 給付金の返還免除

- 1 受給者は、第 19 の病気や災害等のやむを得ない事情に該当する場合は、給付金返還免除申請書（様式第 14 号）を知事に提出する。
- 2 知事は、提出された給付金返還免除申請書の内容を審査の上、返還免除の可否を決定することとし、申請内容が適当と認められ返還を免除する場合は給付

金返還免除決定通知書（様式第 15 号）により、返還を免除しない場合は給付金返還免除却下通知書（様式第 16 号）により、受給者に通知する。

第 21 住所等変更届

受給者は、研修（継続研修を含む）期間内及び就業状況報告の対象期間内に居住地や電話番号等を変更した場合は、変更後 1 か月以内に住所等変更届（様式第 17 号）を書面又は電磁的記録により知事に提出する。

第 22 不正受給に対する措置

知事は、受給者が偽りその他の不正行為により、本来受給することのできない給付金を不正に受給したことが明らかとなった場合、受給者に支給した給付金の全部を返還させるとともに、不正行為を行った者の氏名及びその内容を公表する。

第 23 申請窓口

学院を申請の窓口とする。

第 24 その他

この要綱に定めるもののほか、事業の実施に関し必要な事項は水産林務部長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和 5 年 4 月 1 日より施行する。

別表 1

(1) 林業労働安全

内 容		時 間
基本的な事項	作業を安全に行うための心構えや自己管理に必要な基礎力・知識を習得すること。	21時間
造 林	作業を安全に行うために必要な知識、技術・技能を習得すること。 なお、労働安全に資する最新装置を活用した、チェーンソーによる伐木作業を学ぶ研修を含むこと。	35時間
育 林		
伐 木		92時間
造 材		

(2) マーケットインの発想による林業経営を学ぶための製材工場や住宅メーカー等での研修を実施すること。